特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
18	会津若松市　老人福祉法による措置事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

会津若松市は老人福祉法による措置事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	・本市では、行政情報や情報システムに関するセキュリティ対策を実施するにあたり、平成14年度に会津若松市情報セキュリティーポリシーを策定し、これに基づいて各種情報管理等を行っている。

評価実施機関名

会津若松市長

公表日

令和7年3月24日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	老人福祉法による措置事務
②事務の概要	老人福祉法に基づき、養護の必要な老人に対し必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とし、養護老人ホーム等入所措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて措置に要する費用の全部又は一部を徴収する。 ①老人及びその扶養義務者の基本情報（老人福祉法第5条の4、第36条） 氏名、住所、生年月日、経済状況、親族関係、介護保険情報照会、その他福祉サービス利用状況照会、生活保護受給状況照会等を行う。 ②措置（老人福祉法第10条の4、第11条） 身体や精神上の理由又は虐待等による家庭環境や経済的理由により、在宅生活が困難である老人等の保護のため、必要に応じ、介護保険法に規定する短期入所生活介護等の措置や施設への入所措置を行う。 ③老人保護措置費の費用徴収基準の認定と徴収（老人福祉法第21条、第21条の2、第28条） 措置に要する費用の支弁を行うとともに、措置に係る者やその扶養義務者の負担能力に応じた額の費用負担金を認定し徴収する。
③システムの名称	・介護保険システム

2. 特定個人情報ファイル名
入所者台帳ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表61の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	―	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部　高齢福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号　965-8601 会津若松市東栄町3番46号 健康福祉部高齢福祉課　0242-39-1290

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号　965-8601 会津若松市東栄町3番46号 健康福祉部高齢福祉課　0242-39-1290
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人未満（任意実施）　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認（システム入力の誤りがないか、資料の不足・紛失等がないか）を行うため、リスクへの対策は十分である。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認(システム入力の誤りがないか、資料の不足・紛失等がないか)を行うため、リスクへの対策は十分である。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	所属長	課長　長嶺賢次	課長	事後	
令和1年5月9日	Ⅵ　リスク対策の追加			事後	
令和3年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 １．対象人数	平成31年4月1日	令和3年1月1日	事後	
令和3年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 ２．取扱者数	平成31年4月1日	令和3年1月1日	事後	
令和7年3月24日	Ⅰ　関連情報 3.個人番号の利用　法令上の	番号法第9条第1項　別表第一第41項、別表第一省令第32条	番号法第9条第1項　別表61の項	事後	
令和7年3月24日	Ⅰ　関連情報 4.情報提供ネットワークシステ	実施する	実施しない	事後	
令和7年3月24日	Ⅰ　関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会　番号法別表第二　61,62 情報提供　番号法別表第二　なし	情報照会　番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表　86，87の項 情報提供　番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表　なし	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数	令和3年1月1日	令和7年1月1日	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年1月1日	令和7年1月1日	事後	
令和7年3月24日	Ⅳ　リスク対策 4特定個人情報ファイルの取	十分である	委託しない	事後	
令和7年3月24日	Ⅳ　リスク対策 6情報提供ネットワークシステ	十分である	接続しない（入手）（提供）	事後	
令和7年3月24日	Ⅳ　リスク対策 8.人手を介在させる作業	（新規追加）	評価書記載のとおり	事後	